

令和8年5月15日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 黒木 和彦

## 北海道補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格 (防衛省競争参加資格 (全庁統一資格)は問 わない。)	備考
2A-37	地上式燃料タンク清掃等役務	島松駐屯地	7月31日	5月15日	8.5.27(1000)	8.5.27(1000)		総品目総額

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問い合わせ先及び提出先

〒061-1393

北海道恵庭市西島松308番地 島松駐屯地

陸上自衛隊北海道補給処 調達会計部 契約課

TEL:0123-36-8611(担当:第2契約班 安達 内線:5886)

FAX:0123-36-8719

# 仕 様 書

1	役務件名:	地上式燃料タンク清掃等役務					
2	役務場所:	志庭市西島松308 陸上自衛隊島松駐屯地					
3	役務概要:	場 所	建物名称	容量 (KJ)	区分	燃 料	備 考
		建物番号	第1ボイラー室	180	地上	A重油	1号缶
		駐屯地		190	地上	A重油	2号缶

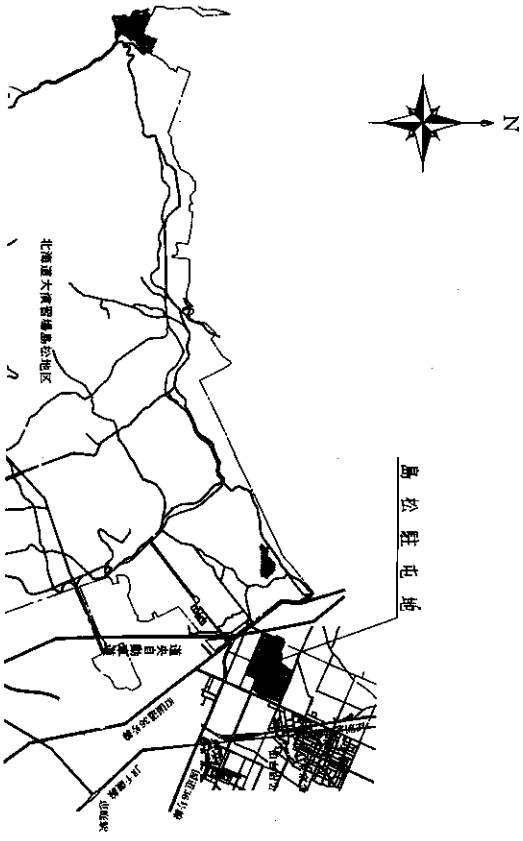
## 内 容

1	総 則	図面及び本仕様書は、陸上自衛隊島松駐屯地「地上式燃料タンク清掃等役務」について規定する。										
2	施 工	本役務は、図面及び本仕様書及び消防法ほか関係規則に基づいて実施する。										
3	疑 義	本仕様書及び図面の内容に明記のないとき及び疑いを生じたときには、全て監督官と協議する。										
4	現 場 管 理	<p>(1) 役務現場は、常に整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に万全を期する。</p> <p>(2) 出入口及び危険性のある場所には、危険表示等の処置を行う。</p> <p>(3) 役務現場及び許可された場所以外への無断立入は厳禁とする。</p> <p>(4) その他、官側の規則等に従うものとする。</p>										
5	審 判 手 続	本役務に必要な書類は、監督官の指示に従い遅滞なく行うものとする。										
6	役 務 写 真	本役務に関する写真は下表によるものとし、役務書類と共に速やかに提出する。										
7	発 生 材 等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>分 類</th> <th>規 格</th> <th>撮 影 箇 所</th> <th>提 出 部 数</th> </tr> <tr> <td>開始前</td> <td rowspan="3">サービスマン版</td> <td rowspan="3">各工程毎及び監督官の指示する箇所</td> <td rowspan="3">各1部</td> </tr> <tr> <td>作業中</td> </tr> <tr> <td>完了時</td> </tr> </table> <p>(1) (社) 公共建設協会「工事写真の撮り方(改訂第2版)」を参考にする。</p> <p>(2) 原版又は電子記憶媒体を写真様と共に提出するものとし、電子記憶媒体による場合は200万画素以上とし、ファイル形式はJPEGにより提出する。</p>	分 類	規 格	撮 影 箇 所	提 出 部 数	開始前	サービスマン版	各工程毎及び監督官の指示する箇所	各1部	作業中	完了時
分 類	規 格		撮 影 箇 所	提 出 部 数								
開始前	サービスマン版	各工程毎及び監督官の指示する箇所	各1部									
作業中												
完了時												
8	補 償	産業廃棄物の処理は、関係法規等に基づき収集から最終処分までをマニフェスト交付を経て納期内に適正に処理する。										
9	後 片 付 け	本役務完了後1年間における作業等の不備による損傷等は請負業者の負担として修復しなければならない。										
10	役 務 完 了	本役務は、検査官による検査及び清掃報告書類の書類の提出をもって完了とする。										

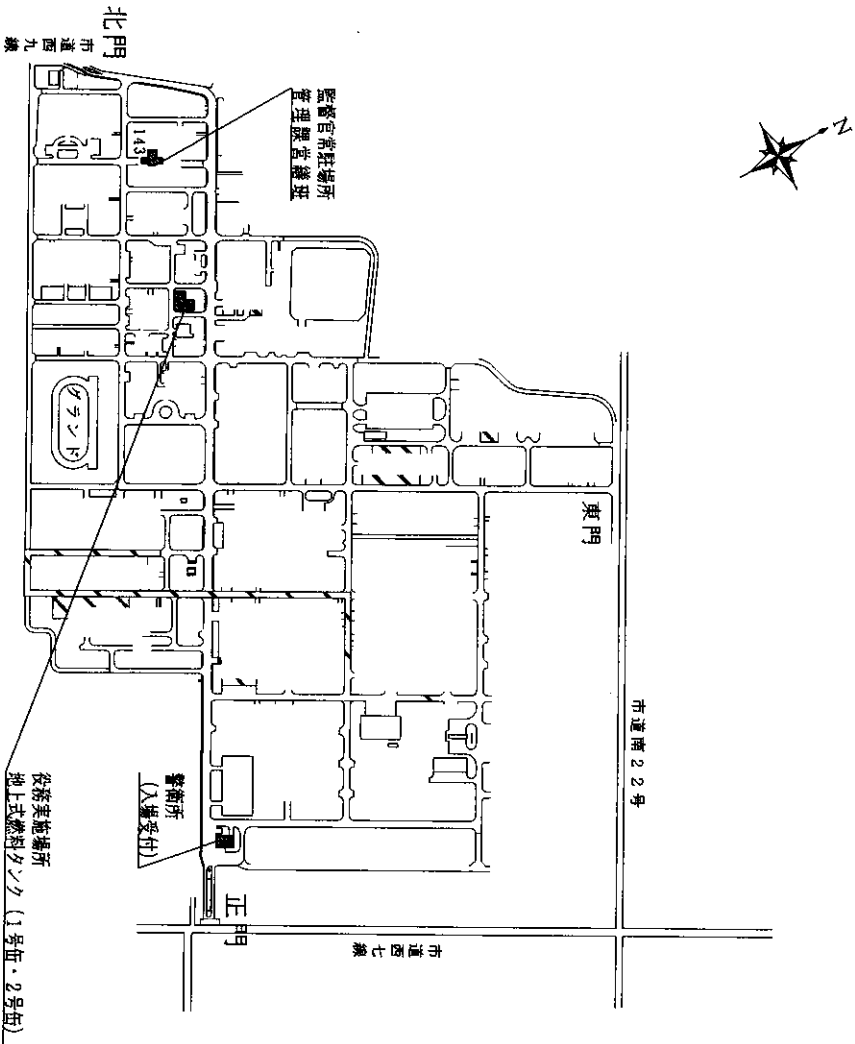
## 内 容

1	清 掃 等	<p>内部搬入方式による清掃作業 (使用可能油) については、請負業者のタンクローリー車等を使用し官側が指定するタンクに移送すること。清掃完了後当該タンクに還元する。また、移送元のタンクに収まりきらぬ残油については、請負業者の責において適切に保管するものとする。</p> <p>(2) 残油採取後ベンホールを開放し、安全に換気を行うと共に採取不能の残油及びガスを排除する。</p> <p>(3) 安全確認後タンク内に搬入し、錆・スケール・スラッジ等の剝離、除去作業を行う。</p> <p>(4) スラッジ等除去後は、デッキブラシ等で仕上げを行い、ウエス拭きにより水分を撤去する。</p> <p>(5) ボイラー用地上タンク(1号缶及び2号缶) 2基は、清掃後非破壊検査(磁粉探傷検査、肉厚検査)を行う。</p> <p>(6) 地上タンクの保有残油は、5月末(周辺)において30t(1号缶及び2号缶)とし、移送先については1号缶実施時は2号缶へ、2号缶実施時は1号缶へ移送し、清掃及び点検等完了後は当該タンクへ還元するものとする。</p> <p>(7) 地上タンクの清掃時期等については、6月8日から6月12日の間とし、細部は官側と協議する。</p> <p>(8) 清掃、点検に使用する機器、工具等は予め監督官の使用承認を受ける。</p>
2	部 品 等 交 換	<p>清掃・点検時に、下記の部品等を取替える。なお、部品等は官給品とする。</p> <p>また、部品交換時期については6月8日とし、細部は官側と協議する。</p> <p>(1) 可換管継手 (40A 500mm) ×2 (各タンク×1)</p> <p>(2) レリーフ弁 (20A 鋼鉄) ×2 (各タンク×1)</p> <p>レリーフ弁とフランジは溶接接続とする。</p>
3	安 全 対 策	<p>(1) 油抜取等に際しては事故防止に努め、採取した油の保管は火災防止上安全な場所、方法で行う。</p> <p>(2) 閉鎖部の止め板等は圧力示度ゼロであることを確認してから開放する。</p> <p>(3) 清掃等の作業において、燃料タンク内部に搬入する場合は、酸素濃度・有毒ガスの測定等関係法規に基づき安全を確認するとともに、作業服装等は防護仕様のものであるものを使用し火災事故防止についても万全を期すること。</p>
4	そ の 他	<p>(1) 請負業者は契約後速やかに、清掃対象タンク等の実施時期について官側と協議し、官側が指示する所定の時期に清掃等を実施する。</p> <p>(2) 漏洩等が疑われる箇所が発見された場合は、速やかに監督官へ報告し確認を受けるものとする。</p>

種 別	仕 様	図 面 番 号	縮 尺	図 示
総務部長	管理課長	営繕班長	工事企画係長	企画係
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班				
令和 8 年 5 月 7 日				



島松駐屯地案内図 (略図) S=1:20,000



島松駐屯地配置図 (略図) S=1:7,000

件名	地上式燃料タンク清掃等役務	図面番号	2 / 3
種別	駐屯地案内・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処総務部管理課営繕班			
令和 8 年 5 月 7 日			

